

○設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件（平成十八年総務省告示第六百七号）新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 G-B電波を使用する人工衛星向け装置は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>1（略）</p> <p>2 偶発的に電波の発射が継続的に行われるときは、四十五秒以内にその発射を停止できること。</p> <p>3 周波数の変動（十五分間の変動における直線回帰の一分当たりの傾斜の値をいう。）は十億分の一以下であり、かつ、周波数の変動を求めるに当たって引かれた直線回帰直線からのばらつきは十億分の三以下であること。</p> <p>4（略）</p> <p>5 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、任意の一〇〇Hz当たりの値として平成十七年総務省告示第十二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件。以下「告示第十二百二十五号」という。）別図に示す曲線のとおりであること。</p> <p>6 送信信号は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(一) 構成は、国際的な宇宙・サーキット計画協定に基づい</p>	<p>設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 G-B電波を使用する人工衛星向け装置は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>1（略）</p> <p>2 故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が四十五秒になる前にその発射を停止できること。</p> <p>3 周波数の変動（十五分間の変動における直線回帰の一分当たりの傾斜の値をいう。）は十億分の一以下であること。</p> <p>4（略）</p> <p>5 四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数帯における周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、平成十七年総務省告示第十二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件。以下「告示第十二百二十五号」という。）別図に示す曲線の値とする。</p> <p>6 送信信号は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(一) 構成は、告示第十二百二十五号別表のとおりであること。</p>

て設置する理事会が定めた技術仕様に適合するものであること。

- (二) 自己診断モードで送信する信号の送信時間にあつては、四四〇ミリ秒又は五二〇ミリ秒（許容偏差は、それぞれ（±）一パーセントとする。）であり、かつ、送信回数は一回であること。
- (三) 誤り検定符号はBCH符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。

$$G1(X) = 1 + X^3 + X^7$$

$$G3(X) = G1(X) \cdot (1 + X + X^2 + X^3 + X^7)$$

$$G5(X) = G3(X) \cdot (1 + X^2 + X^3 + X^4 + X^7)$$

$$= 1 + X + X^5 + X^6 + X^7 + X^8 + X^{11} + X^{12} + X^{14} + X^{15} + X^{17} + X^{18} + X^{21}$$

(四) (略)

七 A三X電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。

1～3 (略)

4 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、任意の三〇〇Hz当たりの値として告示第千二百二十五号別図に示すとおりであること。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- (二) 自己診断モードで送信する信号の送信時間にあつては、最大四四〇ミリ秒であり、かつ、送信回数は一回であること。

- (三) 誤り検定符号はBCH符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。

$$G1(X) = 1 + X^3 + X^7$$

$$G3(X) = G1(X) \cdot (1 + X + X^2 + X^3 + X^7)$$

$$G5(X) = G3(X) \cdot (1 + X^2 + X^3 + X^4 + X^7)$$

(四) (略)

七 A三X電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。

1～3 (略)

4 一一・四MHzから一一・六MHzまでの周波数帯における周波数10dBのスプリアス発射の強度の許容値は、告示第千二百二十五号別図に示す曲線の値とする。

2| この告示施行の際現にその型式について総務大臣の行う検定（以下この項において「型式検定」という。）に合格している設備規則第四十五条の三
の五に規定する無線設備の機器（施行規則第十一条の五第一号又は第二号に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。）は、この告示によ
る改正後の告示に適合しているものとみなし、なお型式検定の合格の効力を有するものとする。